

令和7年定例第4回市議会会議録(第1日)

令和7年12月3日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教	16番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井 千代	係長	高野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書 記	池 田 祐 司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	財 政 課 長	大 坪 康 春
副 市 長	森 田 泰 平	総 合 政 策 課 長	村 越 公 貞
教 育 長	藤 岡 育 代	企 画 振 興 課 長	渡 邊 満 昭
監 査 委 員	河 野 信 祐	商 工 観 光 課 長	垣 田 智 章
総 務 部 長	椛 嶋 晋 治	農 林 水 産 課 長	猿 本 邦 博
企 画 部 長	坂 本 生 治	環 境 政 策 課 長	中 村 栄 志
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	松 藤 典 子	学 校 教 育 課 長	松 尾 郁 代
保 健 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	田 中 聡 美	介 護 支 援 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 下 優 子
環 境 経 済 部 長	岡 俊 幸	子 ども 子 育 て 課 長	甲 斐 田 美 紀
建 設 都 市 部 長	城 戸 邦 宏	上 下 水 道 課 長	松 尾 友 博
教 育 部 長	堤 則 勝	統 計 調 査 課 長 兼 行 政 委 員 会 事 務 局 長	大 石 哲 也
消 防 長	北 嶋 俊 治	福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 副 所 長	野 田 英 一
総 務 課 長	平 川 貞 雄	子 ども 子 育 て 課 長 補 佐 兼 子 ども 子 育 て 係 長	大 石 由 美 子

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）

- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 議案第51号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第52号 みやま市放置自転車等対策条例の制定について
- (8) 議案第53号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第54号 みやま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (10) 議案第55号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第56号 みやま市宮駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第57号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第58号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (14) 議案第59号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第60号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和7年定例第4回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をさせていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。吉原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和7年定例第4回市議会の運営につきまして、11月21日に

議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、議案10件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日12月3日から12月12日までの10日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

議案第51号及び議案第52号並びに議案第57号の3件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第53号及び議案第54号の2件につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第55号及び議案第56号の2件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第58号から議案第60号までの3件につきましては、全体審議といたします。

なお、執行部につきまして、初日及び最終日以外は、各委員会を含め、議案等審議に係る説明員での対応といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここでお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間にしたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの10日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、2番三小田智裕君、3番黒田清隆君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について。監査委員の報告を求めてまいります。河野監査委員お願ひ

します。

○監査委員（河野一仁君）（登壇）

皆様おはようございます。例月出納検査の御報告をいたしたいと思います。

監査報告。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況であります。

現金の出納及び保管について、令和7年7月分から9月分までの各月の月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、例月出納検査の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案の一括上程を行ってまいります。

議案第51号から第60号までの10件を一括議題といたします。

日程第5 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。師走となりました。2025年もあと1か月余りとなりました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、提案理由を説明させていただきます。

本日、ここに令和7年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして、御説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております議案第51号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第60号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会

計補正予算（第3号）までの10件でございます。

内訳といたしましては、条例の新規制定及び一部改正のほか、令和7年度一般会計予算等の補正についての議案10件を御提案いたしております。詳細につきましては、後ほど担当より御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第6 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第51号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。大石統計調査課長兼行政委員会事務局長。

○統計調査課長兼行政委員会事務局長（大石哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第51号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、同政令の規定に準じて定めることとしている選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの公費負担額を変更するため、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価について、7円73銭だったものを8円38銭に、また、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価について、541円31銭だったものを586円88銭に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第51号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7．議案第52号 みやま市放置自転車等対策条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂本企画部長。

○企画部長（坂本生治君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第52号 みやま市放置自転車等対策条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市が設置・管理する駐車場、市営駐輪場を除く駐輪場や道路等の公共の場所に放置されている自転車等について、市民の良好な生活環境の確保や機能の低下を防止するため、撤去等に関し必要な事項を定める新たな条例を制定するものでございます。

正当な理由なく、公共の場所に放置された自転車等がある場合、施設等の利用、管理上で支障が生じるだけでなく、地域的美観を損ね、新たな自転車等の放置を誘発することから、放置自転車を適正に処理するための規定を定めるものです。

条例の主な内容でございますが、第1条では条例の目的、第3条からは放置自転車等に対する警告書の貼り付け、放置自転車等の移動、保管、処分の方法について定めております。また、本条例を制定するに当たり、関連するみやま市放置自動車の処理に関する条例の一部を併せて改正しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第53号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。田中保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（田中聡美君）（登壇）

皆様おはようございます。議案第53号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基

準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設や家庭的保育事業等利用乳幼児に対する健康診断の基準に変更が生じたため、関係する3条例を改正するものでございます。

改正の主な内容としましては、まず、児童福祉法の改正に伴い、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の職員による虐待があった際の通報義務等が創設され、条例中で引用する法令に変更が生じたことから、3条例のそれぞれを改正するものでございます。

また、内閣府令の施行により、利用乳幼児の健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児健診等の内容が、保育所等の健康診断に相当すると認められ、かつ、保育所長等がその結果を把握しているときは、改めて健康診断を行わないことができる改正がなされたため、関係するみやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第9 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第54号 みやま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き田中保健福祉部長兼福祉事務所長をお願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（田中聡美君）（登壇）

議案第54号 みやま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度が創設されたことから、事業所の認可等に関する適合基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度につきましては、全ての子供の育ち

を応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化するため、現行の乳児教育・保育給付に加え、月に一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等での柔軟な保育施設等の利用ができる新たな通園制度として、令和8年度から全国で実施されるものであります。その実施に当たり、内閣府の定める基準を基に、市が条例を定め、乳児等通園支援事業の基準に適合する事業所の認可等を行う必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第10 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第55号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。岡環境経済部長。

○環境経済部長（岡 俊幸君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。議案第55号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市バイオマスセンター体育館の解体に伴い、体育館の使用に関する項目を削除する必要があるため、条例を改正するものです。

みやま市バイオマスセンターの体育館につきましては、跡地活用として、みやま市消防団山川南部分団格納庫の建設が計画されており、令和7年10月23日から令和8年3月19日までの工期で、現在、解体工事を行っております。

このため、今後の体育館使用はできないことから、関係する項目を削除するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第56号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。城戸建設都市部長。

○建設都市部長（城戸邦宏君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。議案第56号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市営駐輪場の名称及び位置並びに長期間放置されている自転車等の措置について所要の整理を行うため、条例を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、まず、これまでみやま市営駐輪場としておりました名称について、みやま市営自転車等駐車場に改めることとしております。

次に、第2条の表について、これまでみやま市営瀬高駅前駐輪場として包括的に整備しておりました瀬高駅前の駐輪場につきまして、正面側と東側をそれぞれ分割し管理するよう改めております。

また、改正後の自転車等駐車場において長期間放置されている自転車等の措置について、規定を追加し、適正な事務処理を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第56号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第57号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。議案第57号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例(例)の改正に伴い、条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきまして、まず第1条では、今年2月26日に発生しました大船渡市林野火災を受け、林野火災の注意報や警報の的確な発令等による火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報の新設や、火災に関する警報の発令中における火の使用について制限区域の指定を可能とする規定の追加、また火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等を明確にする改正などを行うものでございます。

次に、第2条では、近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントなどに設置されます消費熱量が小さいサウナ設備に適用する基準を定めるため、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を加えるとともに、火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に関する規定や安全を確保する装置等に関する規定などを整備するものでございます。

なお、施行期日につきましては、第1条は令和8年1月1日、第2条については令和8年3月31日としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第57号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第58号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。それでは、議案第58号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。今回、いつもより短いと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書51ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ574,047千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24,488,608千円といたしております。

まず、54ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございますが、歳出予算に連動し、過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。議案書は57ページからでございます。

11款1項1目の普通交付税116,085千円は、一般財源を調整し追加いたしております。

次に、58ページをお願いいたします。

15款1項1目の自立支援医療給付費負担金3,500千円、障害者自立支援給付費負担金119,500千円及び障害児通所等支援給付費負担金60,000千円は、歳出予算と連動し予算計上いたしております。いずれも補助率2分の1でございます。

続いて、59ページ、15款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、本市の物価高騰支援策の経費に充てるため、31,909千円を計上いたしております。

次に、60ページをお願いいたします。

16款1項1目、民生費県負担金も国庫負担金と同様で、こちらは補助率4分の1でございます。

続いて、61ページ、16款2項4目の水田農業DX推進事業費補助金18,620千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。

次に、62ページをお願いいたします。

20款1項1目、前年度繰越金118,446千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

続いて、63ページの22款、市債でございますが、歳出予算と連動し、水田農業機械導入事業債9,300千円を追加いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。

議案書64ページからでございます。

64ページ中段ほどになります。3款1項4目の障がい福祉サービス費239,000千円は、生活介護サービス事業や共同生活援助サービス事業が増加する見込みのため、追加補正するものでございます。

次に、障がい児支援サービス費120,000千円についても、放課後等デイサービス事業や児童発達支援事業が増加する見込みのため、追加補正するものでございます。

続いて、5目の重度心身障がい者医療費も同様に、医療費が増加する見込みのため、5,500千円を追加いたしております。

次に、飛びまして66ページをお願いいたします。

3款2項2目の子育て施設給食等支援費補助金は、給食等の材料費高騰分を補助することにより、保護者の経済的負担軽減を図るもので、16,080千円を計上いたしております。

次に、飛びまして68ページをお願いいたします。

4款2項4目、バイオマスセンター管理費の修繕料1,800千円は、高圧電気設備の修繕を行うものでございます。

続いて、69ページ、6款1項3目の水田農業DX推進事業費補助金27,938千円は、農業における省力化や収量向上を支援するため、スマート農業機械導入経費の一部を補助するものでございます。

次の施設園芸用燃油高騰対策事業費補助金は、経営費に占める燃料費の割合の高い施設園芸農家に対し、燃油価格高騰分の一部を補助するもので、28,000千円を計上いたしております。

最後に、70ページをお願いいたします。

10款4項2目の公民館営繕工事費は、瀬高農村環境改善センター大ホールの空調改修を行うもので、7,500千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容については、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

予算関係資料3ページに対する質疑を行ってまいります。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

おはようございます。静かに議会が進んでおる中で、急に質問をさせていただきますが、もうちょっとほかの方たちも質問していただければ非常に助かるところでございますけどですね。

今、議長が申されましたように、議案第58号、予算関係資料3ページ、物価高騰におけるみやま市支援策についてお尋ねをいたします。

今回の支援策も前回と同じようなものでございまして、市の一部の人のみになっておりますが、私は再三再四指摘をしております。まだまだ続く物価高、これによって全市民が家計に苦勞されているということは言うまでもございませぬ。そういう観点から質問をさせていただくわけでございます。

今の物価高を受けて、ある企業が各家庭の現状を調査した結果でございますけれども、節約している、今から節約すると回答した人が97%、ほぼ全世帯が家計のやりくりで苦勞しているとの結果であるとしております。

このような調査結果についてどう思われるか。これは何で聞くかということ、私は全世帯を対象、物価高という特殊な支援、これによる支援は全世帯を考えるべきじゃないかということから調べた結果、こういうふうな結果が出ておるということでお知らせをして、この結果をどのようにみやま市としてはお考えかと。みやま市の現状をどう分析されているのかも併せてお聞きしたいというふうに思います。

それから、今、流行語のように、お米券という言葉をよく聞きますが、これは全世帯を対象にした支援策の一手法だということでございますけれども、このような手法について市長のお考え、あくまでも私が言っている全世帯を対象にしないでよという観点から質問しておりますので、このような手法を市長はどういうふうにお考えかと。

もう一つお聞きいたしますが、この物価高に対する支援策について、近隣市はまだ決めかねている市が複数あるわけでございますけれども、みやま市においては早々と決められておりますが、何か特段の理由があるかということをも第1回目の質問として、この3つをお聞きしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

物価高に関しましては、議員おっしゃるとおり、今の現状を考えますと、非常に難しい状況であろうと。アンケート等もおっしゃっているように、皆さんそのように考えておられるので、やはり何らかの策は考えていかないといけないと思っております。

現状といたしましても、何とか市としても支援を進めていかないといけないと思っておりますが、今議会をお願いいたします物価高支援策につきましては、現在のところは、国の令和6年度補正予算を活用して取り組むものでございまして、今回の補正予算で残り約30,000千円がございまして、それを全て使い切る予定でございまして。

議員御指摘の市民全体への支援を考えるべきとの御意見につきましては、先ほども申し上げましたように、市民の皆様が物価高の影響を受けていることは、おっしゃるとおりだと思いますし、私も課題と思っております。

3番目の支援策でございますけれども、決めかねている市があるということでございまして、今、国のほうでは物価高騰対策給付金として、11月に強い経済を実現する総合経済対策が示されましたけれども、本市への具体的な配分額などはまだ分かっていない状況でございます。本市としましては、国や県、そして近隣自治体の動向、先ほどおっしゃいました、近隣も決めかねているということでございまして、そういうところも含めて、具体的な国等の交付金の規模、そして国の方針が明らかになりましたら、議員の御意見も踏まえまして、効果的な交付金の活用ができるようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

お米券に関しても、まだ正確な情報が入っておりませんので、お米券も含めて、今後の支援対策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

ちょっと的が外れとるごたるですけどね。

一つ、今おっしゃったのは令和6年度の残り分で今回の支援策をしたと。前回の残り分であろうと何だろうと、それは、今私も初めて残り分というのをはっきりと聞いたわけですが、そうであろうと何だろうと、私は物価高に対して市民の方々への支援というのをどういふ

うに考えてあるかというのをお聞きしたかったんですね。

それで、今、市長がおっしゃるように、十分考えていきたいというようなことならば、今度の40,000千円でもある程度できるんじゃないかなというふうに思っているんですがね。この次の国の政策を見て、今、十分審議をされているわけですが、そういうのを見て、どうするかまた決めていくということでございますけれども、いずれにしても、今までお答えいただいた中で、みやま市の全世帯に対しての支援をやっていくという言葉一つも出てこんどですたいね。市長、はっきりした、考えていくという言葉は出よりもすけど。私がそういうふうに感じましたので、本当に苦労されているのは分かりますという言葉は、私どももそれは言われることは分かります。

実行に移していただきたいというのが私の今回の質問の趣旨なんです。今までも何度となくこういう支援がっておりますが、重複して何度も受け取られていらっしゃる方々、それはそれ相当の理由があるけん、それはよかと思えますけど、傍ら、全くこの支援というのに無縁な方、今までも私は言ってきましたけど、高齢者の独り暮らし、そこに扶養というのが一つネックになっているんですが、こういう方も実情は年金暮らしなんです。今日お越しの職員さんの方々の中にも、高齢者、おじいちゃん、ばあちゃんとか扶養されているところはいらっしゃると思うんですが、実情、本人さんが一番よく分かると思えますが、毎月小遣い銭とかやってあるかどうかの話。私が知っている限りでは、扶養になっていらっしゃるけれども、全くお構いなし、あまりお構いなしと、ですから、現状は年金暮らしだということですよ。そういう方々への、隅々まで目を向けてもらえんかというのを私は再三言ってきたつもりでございます。

こういうこと、もうちょっと市長、今、国でもいろいろ審議されておりますが、それはそれ、ほとんどが自治体で、そこそこの自治体、市区町村で支援策というのはある程度自由なところが多いと思うんですよ。そういうことの今までの中で考えてこられなかったんで、こういう質問になっておるわけですが、今後どうしても物価高というのは、何度も申し上げていきますように、全世帯が苦しんでおると。今さっきの97%の人が節約ということでございまして、これがみやま市に当てはまるかどうか分かりませんが、多分当てはまると思うんですよ。そういう中で、市長の口から、物価高という特殊な現状でございますので、これに対しては全世帯に考えていきたいということをいただければいいかな。市長お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員おっしゃることはごもっともだと思います。ただ、今現在、今回の支援策については令和6年度補正ということで重点配分しているわけですが、全世帯という部分でおっしゃっている分につきましても、支援の具体的な配分額がないと、全世帯に配るとなると、多額の金額がかかってくるわけでございます。本市に配分される配分額、また国の指針というのが、重点支援地方交付金にはございますので、それも含めて、全世帯に配付できるかどうかというのも含めてしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

やり取りをすると、一般質問じゃございませんので、3回と決まっとるけん、これで3回目になるわけですが、多額な金額ということをいつもそういうふうにおっしゃるんですよ。今度40,000千円でも、今、世帯数は幾らですかね、大体1万4,000から1万5,000の合い中と思いますけど、そしたら、3千円分のお米券みたいなもの、商品券でも何でも以前からずっと言いよりますが、こういうことやったって四千何百万円じゃなかですか。多額の金額というのはどういうことを考えてやるから多額の金額という言葉が出てくるか、ちょっと私はよく分からんのですよ。

今度のお米券の配付の仕方も、1,500円とか2千円とか、そういうことなんですよ。どこが配って、そういうことをしてあるか、市長、御存じですかね。内容はそういうことなんですよ。それで、それを持続して、毎月、何か月間、今度の年度末3月までというふうな自治体もありますが、そこまでに1,500円ずつのお米券とかですね。考えれば手法はいろいろあると思うんですよ。

私が言いたいのは、何でもやっていただけんかと言うと、私も役所におりましたので分かるんですが、まず駄目だということから入るんですよ、皆さん。ああ、これは頼まれたら、これはぜひやっていかないかなというようなことから、市民の方たち、相談者と話合いをしていくというのではなく、これはできませんよというようなところから皆さん話をしていかれると。これは残念なことです。私もそういう経験があるけんがよう分かるんですけど

ど。相談があり、何かをやるというときには、やれる方向で考えるべきじゃなかですか、まずですね。こういうのがあるけん、できませんよというのが先にどうしても、今までも議員の皆さん方、一般質問を何百回とも、延べ回数で言えばしてきてあります。まず、できないというところから入っていくじゃなかですか。こういうことがあるからできんのですよと。こういうことがありますけど、できるごちょっと模索してみましようかねという言葉はあんまり返ってこんですたいね。今回も一緒ですよ。もう何遍となく私は言ってきておりますけど。

駄目だと、何か障害がある、こういうことだから、ちょっと難しいとかですね。まず否定的なところが先に入ってくるというのはお役所仕事、典型的なところだと思います。それを逆のほうから考えてくれたら、何でもすぐできるんじゃないですか、同じ金額で。

本当これは言いたくないんですけど、ある議員さんが何回か前の議会で、市長の選挙前のキャッチフレーズを言われた。一人も取り残さない市政、こういったことを言ってあるじゃないですかと。どの議員さんが言われたか私は知っておりますけど、その名前は出しませんが。こういうことなんですよ。一人も取り残さない市政、隅々まで光を当ててくださいよと私は言っとる。もうその言葉が死んだるわけですよ、市長。そう思いませんか。

最後だから、私3回目だから、もうちょっとしゃべらせてもらいますけど、本当に困っている方、皆さん目線で見ると、どれくらいそういう方たちが苦勞されているかというのを本当に分かっていただいとるかなと。実際言うと、車に乗ってあった方が、私の知っている方では車を売られました。親子げんかです、扶養から外してくれと、そういう方もいらっしやいます。いや、頭をひねられたっちゃ、同じことですよ、実際は実際ですから、市長。私の周りにそういう方がいらっしやるということで紹介をさせていただきます。いや、本当目先のお金が必要なんですよ、その方たち。だから、私も再三再四言っているわけです。アンケートなり取られたことないでしょう、みやま市は。取って見たらどうですかね。

本当にやりますよというお言葉を聞かんと、どうも私も質問したかいがございませぬが、あんまりしつこく言いよるといけませんので、時間がたつばかりでございませぬけど、一つしっかりと、今度の国の物価高に対する審議中でございませぬので、これには多分、お米券というのが国でも相当な議論があったわけがございませぬので、全世界への支援に向けての議論がなされていることではないかと私は思うんですけども、そうでなくても気持ちの問題としては絶対やりたいんだという方向でぜひしていただきたいというふうに思っております。

これをしっかりと申し上げて、もう3回目でございますので、後はちょっとお答えを聞きたいと思っております。

みやま市のまちづくり、いろんな観点から言われております。ものづくりはまちづくりじゃないですね。まちづくりの根本というのは人とのつながりじゃなかですかね、市長。信頼関係でしょう。そこに空白があるじゃなかですか、みやま市は今さっき言ったごと。隅々に光が当たらんと、当たっていないということを私強く申し上げる。それに対する答えを3回目、お願いしたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員がおっしゃるのは、重々私もそのとおりだと思います。市政を預かる者として財源がなければ政策なしという部分で、今回、重点支援の30,000千円、令和6年度の分を全て使い切るということで、全世帯にという部分では、なかなか金額的にお配りするには厳しいという部分で、やっぱり重点化して配付をさせていただくわけです。

そこで、先ほども申し上げましたけど、今、政府で論議されております重点支援交付金、この中身、お米券等も含めて、本市に具体的な配分額が分かり次第、今おっしゃった分も含めてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

扶養に関しての部分については、なかなか実態把握はできておりません。特に扶養に関しての部分は、やはり御家族の中できっちりお話しただいて、そこはしっかりしていただきたいと思えますけど、議員おっしゃる部分については、十分こちらでも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして通告による予算関係資料に対する質疑を終わります。

ほかに関連する質問等々ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思

います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。再開は10時40分から再開したいと思います。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第59号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第59号 令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書72ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ2,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ850,203千円といたしております。

まず、歳入予算でございますが、議案書77ページをお願いいたします。

5款1項1目の事務費繰入金2,098千円は、一般会計からの事務費繰入金でございます。

続いて、78ページの歳出予算でございますが、1款1項1目のシステム改修委託料は、国の制度改正に対応するためのシステム改修費2,098千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思
います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することと決定をいたし
ました。

日程第15 議案第60号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第60号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて、提案理由の説明を求めます。引き続き大坪財政課長お願いいたします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、引き続き議案第60号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第
3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書79ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳
入歳出予算にそれぞれ1,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,211,245千円と
いたしております。

まず、議案書82ページをお願いいたします。

82ページの第2表 債務負担行為補正は、翌年度以降の債務を負担するため、配食サービ
ス事業委託料58,740千円を追加いたしております。

次に、歳入予算について御説明いたします。85ページをお願いいたします。

7款1項4目の事務費繰入金1,780千円は、一般会計からの事務費繰入金でございます。

次に、歳出予算でございますが、86ページをお願いいたします。

1款2項1目の保険料賦課徴収費は、確定申告用の納付済額証明書を発送するための経費
で、通信運搬費1,310千円、納付額証明書封入・封かん委託料347千円などを計上いたしてお
ります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し
上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は12月4日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午前10時46分 散会